

5 保育料等

保育所等の利用にあたっては、保育料や給食費、バス代、文房具等に係る実費を保護者が負担します。

保育料は、階層区分、保育必要量及び世帯の状況に応じた額を決定します。階層区分は、世帯の所得割額を基に判定します。

※原則父母が保育料算定の扶養義務者となりますが、父母が非課税の場合は、同居する祖父母の税額で判定することがあります。

給食費は、主食費（ごはん・パン等の費用）と副食費（おかず、おやつ等の費用）があり各施設が定めた額を施設が徴収します。所得割額、世帯の状況によっては徴収が免除となる場合があります。

(1) 令和5年度の算定

4月分～8月分	9月分～翌年3月分
令和4年度の所得割額で算定 (令和3年中の所得)	令和5年度の所得割額で算定 (令和4年中の所得)

※海外に居住しており市民税情報がない方は、海外勤務期間中の所得額等を市民税相当額として算定し、利用料の決定および副食費免除の対象を判定しますので、別途関係書類の提出を依頼する場合があります。

(2) 保育料の額

所得割額に応じた階層区分、保育料は以下の表のとおりです。なお、幼児教育・保育の無償化により、3歳児～5歳児（令和5年4月1日時点）は0円です。

階層区分	所得割額	保育料（0～2歳児）	
		標準時間	短時間
1	（生活保護受給世帯）	0円	0円
2	（住民税非課税世帯）	0円	0円
3	48,600円以下	17,000円	16,800円
4	1 54,600円未満	23,000円	22,600円
	2 60,600円未満	24,000円	23,600円
	3 66,600円未満	25,000円	24,600円
	4 72,600円未満	26,000円	25,600円
	5 78,600円未満	27,000円	26,600円
	6 84,600円未満	28,000円	27,600円
	7 90,600円未満	29,000円	28,600円
	8 97,000円未満	30,000円	29,600円
5	1 121,000円未満	34,000円	33,500円
	2 145,000円未満	38,000円	37,400円
	3 169,000円未満	42,000円	41,400円
6	301,000円未満	46,000円	45,300円
7	397,000円未満	48,000円	47,200円
8	397,000円以上	50,000円	49,200円



- ・階層区分を判定する際は、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を適用する前の金額で判定します。
- ・未申告等により階層区分の判定ができない場合は、保育料を最高額、副食費を徴収対象として決定します。速やかに申告し、子育て支援課へ届け出てください。

(3) 保育料軽減制度

①ひとり親等の世帯のうち所得割額が77,101円未満の世帯

子どもの年齢、入所施設に関わらず2人目以降の保育料は無料となります。

ひとり親等とは、以下のいずれかに該当する世帯です。

- ・児童扶養手当の適用がある世帯
- ・ひとり親医療費助成の適用がある世帯
- ・障害者手帳を有する者のいる世帯

階層	所得割額	1人目		2人目以降	
		標準	短時間	標準	短時間
ひとり親等	77,101円未満	8,000円	8,000円	0円	0円



ひとり親等の条件に該当する場合でも、所得割額が77,101円以上の場合は、階層区分に応じた保育料を決定します。

②きょうだいがいる世帯

【所得割額57,700円未満の世帯】

第一子の年齢、入所施設に関わらず、2子目は半額、3子目以降は無料となります。

【所得割額57,700円以上の世帯】

特定の施設に入所している児童（以下、入所児童という。）のうち、2子目は半額。3子目以降は無料となります。特定の施設とは、以下に該当する施設です。

認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、企業主導型保育事業所、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、特別支援学校幼稚部

《就学児童を含み18歳未満の子どもが世帯に3人以上おり、所得割額97,000円未満の場合》

18歳未満の児童から数えて3子目以降（以下、3子目以降という。）の児童は、保育料軽減の対象となります。軽減後の額は以下のとおりです。

3子目以降で、入所児童1子目→保育料の3分の2の額

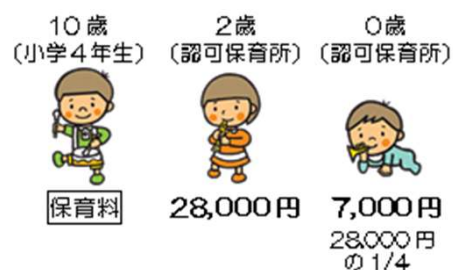
3子目以降で、入所児童2子目→保育料の4分の1の額

階層	所得割額	1人目（入所児童）		2人目（入所児童）	
		標準	短時間	標準	短時間
第4-2階層	60,600円未満	16,000円	15,730円	6,000円	5,900円
第4-3階層	66,600円未満	16,660円	16,400円	6,250円	6,150円
第4-4階層	72,600円未満	17,330円	17,060円	6,500円	6,400円
第4-5階層	78,600円未満	18,000円	17,730円	6,750円	6,650円
第4-6階層	84,600円未満	18,660円	18,400円	7,000円	6,900円
第4-7階層	90,600円未満	19,330円	19,060円	7,250円	7,150円
第4-8階層	97,000円未満	20,000円	19,730円	7,500円	7,400円

～軽減の対象となる例～

父 … 所得割額 60,000円
 母 … 所得割額 20,000円
 子 … 10歳（小学4年生）
 子 … 2歳（保育所在園：3号認定 標準時間）
 子 … 0歳（保育所在園：3号認定 標準時間）

- ・所得割額の合計は、80,000円であり、第4-6階層。
- ・第2子については、軽減制度には該当しないため満額(28,000円)。
- ・第3子については、3人目以降で、入所児童2人目であるため保育料の4分の1となり(7,000円)となります。



(4) 保育料の納付（※「認可保育所」を利用する場合にのみ該当）

「認定こども園、地域型保育事業所」は保育料を各施設へお支払いいただくこととなりますので、ご不明な点等がございましたら、各施設へお問合せください。

納付方法	<ul style="list-style-type: none"> 「納付書でのお支払い」又は「口座振替」があります。 ※口座振替は、金融機関への申請が必要です。振替開始は、手続きから2か月程度かかります。 「納付書」は、市役所や金融機関、コンビニエンスストアでのお支払いのほか、クレジットカード・スマートフォン決済アプリ等のキャッシュレス決済が可能です。
納期限	<ul style="list-style-type: none"> 当該月の末日 ※末日が土曜・日曜・祝日等で金融機関が休業日の場合は、翌営業日
その他	<ul style="list-style-type: none"> 期限内の納付が確認できない場合は、督促状を発送します。 長期にわたり保育料の滞納がある場合は、給与や財産等の差押えや、児童手当及び特例給付の額から保育料に充当を行います。 特別な事情により保育料の納付が困難な場合は、必ず市子育て支援課にご相談ください。

(5) 副食費の免除（実費徴収に係る補足給付費認定）

以下のいずれかの条件に該当する場合は、副食費の徴収が免除されます。

施設区分	条件
認可保育所 認定こども園 (保育)	<ul style="list-style-type: none"> 所得割額が57,700円未満の世帯 所得割額が77,101円未満で、ひとり親等※の世帯 ※児童扶養手当、ひとり親医療費助成の適用がある世帯、障害者手帳を有する者がいる世帯 入所児童3人目以降
幼稚園 未移行幼稚園 認定こども園 (教育)	<ul style="list-style-type: none"> 所得割額が77,101円未満の世帯 小学校3年生までのきょうだいから数えて3人目以降の児童

※認可保育所等の0～2歳児は、給食費（主食費・副食費）の徴収はありません。（保育料に含まれる。）

カンパチロウの質問⑤



園長 かのやカンパチロウ



Q.施設から保育料の額よりも高い請求がありました。誤りでしょうか。

A.施設からの請求には、保育料のほかに給食費やバス代、文房具等に係る実費が含まれています。

保育料以外の費用については、施設により異なります。明細等は各施設にお問合せください。また、希望施設の決定の際には、事前に見学をお勧めしており、併せて料金等も確認することをお勧めしております。